

児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

■受けられる方

父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した最初の3月31日までです。

■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が政令で定める障害のある児童
- ・父または母が一年以上遺棄している児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・遺棄児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が一年以上拘禁されている児童

■支給制限（下記に該当する場合は、対象になりません。）

《児童が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の公的年金の加算対象になっているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき
- ・労働基準法の遺族補償を受けているとき
- ・公的年金を受けるとき
- ・里親に委託されているとき
- ・父または母の配偶者に養育されているとき

《父または母（または養育者）が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けているとき
- ・所得が一定額以上のとき

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

徳島県障害者相談支援センターによる 身体障害者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障害者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

1. 相談内容：

- 身体障害者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。
- 身体障害者の施設の情報を知りたい。
- 身体障害者福祉の諸制度について知りたい。
- 生活全般、その他困っていることで相談したい。

2. 日程等：

実施年月日	相談科目	場所
平成24年1月17日（火）	整形外科	県立海部病院

3. 受付時間：午前11時から午前12時まで

4. 注意事項：完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

5. 費用：無料

徳島県障害者相談支援センターによる 在宅知的障害者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日 (※都合により変更することがあります)	南部女性子ども相談センター (阿南保健所内)